

〈論文〉

台湾の標準字体と「Arial Unicode MS」 繁体字グリフの対応性

渡 邊 俊 彦

要 旨

本稿は、中華民国教育部の「国字標準字体教師手冊」で解説される標準字体の通則と、フォント「Arial Unicode MS」の繁体字グリフ（字形）、この二者の対応性についてまとめることを目的とする。Arial Unicode MSが持つ繁体字専用グリフは、繁体字専用にデザインされているが、その字形は教育部の標準字体に準じたものではない。これは、現行のMicrosoft Windowsに標準搭載された繁体字フォントの全てが原則標準字体に準じたものとなった台湾の現状からすると、Arial Unicode MSはコンピュータに標準搭載の繁体字フォントにおいて少数派となる「非標準字体」を表示可能とする存在となった。1998年に登場したArial Unicode MSは、かつて文書処理ソフトMicrosoft Wordの機能的制約から、繁体字グリフを使うことができず、台湾の文章処理で利用されることは限定的であった。そのため該当フォントが繁体字フォントの一種として考察の対象となることもやはり稀であった。

そこで本稿はArial Unicode MSに着目することがフォントの標準字体化が進む台湾において、標準化前の繁体字の様相を知る手がかりとなり得ると考え、これを動機とした。

分析の結果、標準字体の通則とArial Unicode MSの対応性は、同じ通則の中でも、対応している文字と、対応していない文字が混在している点、および通則を基準にArial Unicode MSの繁体字グリフを見た場合、通則で挙げられた例字が仮に標準字体だとしても、規則を同じとする他の文字・偏旁のすべてが一概に同じく標準字体であるとは限らないことを指摘した。

キーワード：繁体字、正体字、台湾華語、フォント、中国語

1. はじめに

本稿は、中華民国教育部⁽¹⁾の「国字標準字体教師手冊⁽²⁾（国字標準字体教師ハンドブック）」で解説される標準字体の通則と、コンピュータ用フォント「Arial Unicode MS」の繁体字グリフ（字形）、この二者の対応性についてまとめることを目的とする。

台湾の標準字体とは、硬筆における正しい字形をまとめた「常用国字標準字体表」の漢字のことを指し、1983年に教育部より公布された。教師手冊には、標準字体の原則を解説した40通則が挙げられており、現行の標準字体はこれにしたがった書き方をする文字となる。

Arial Unicode MSは、台湾の繁体字中国語が表示できるフォントであるが、一つのフォント内に複数のグリフを持ち、適宜ソフトウェアから指定することで特に繁体字専用デザインされたグリフを以て中国語を扱うことができる特徴を持つ。このように一つのフォント内に複数グリフを持ち合わせることは、他のコンピュータに標準搭載されるほとんどの日本語・中国語フォントにおいては見られないことであり、その特徴を異にする。

その一方で、このArial Unicode MSが持つ繁体字グリフは、繁体字専用デザインされてはいるが、そのグリフは教育部の標準字体に準じたものではない。これは、台湾の一般文書処理⁽³⁾において初期設定で指定される繁体字フォント「新細明體（PMingLiU）」をはじめ、現行のMicrosoft Windowsに標準搭載された繁体字フォントの全てが原則標準字体に準じたものとなった現状からすると、Arial Unicode MSは繁体字フォントにおいて少数派となった「繁体字の非標準字体」を表示可能とする存在となったと言える。

教育分野においては、硬筆は標準字体に従い書写することがより正しい

とされ、規範となるフォントももちろん必要である。ただ、台湾を含むいわゆる繁体字圏の地域において、町中の看板やインフォメーション表示などに目を向けた場合、それら全てが標準字体に準じた文字で印字されているとは限らない。そこで本稿は、Arial Unicode MSは、標準搭載されるフォントに現存する数少ない非標準字体であること、これを前提として、その文字が教育部の通則で定める標準字体とどう異なるのか考察することが、フォントの標準字体化が進む台湾において、標準字体化前における繁体字フォントの様相の一部分や台湾における異字体を知る手がかりであると考えた。

2. 本テーマの必要性と Arial Unicode MS の概観

1998年に登場した Arial Unicode MS であるが、台湾においては一般的な文書処理用途で該当フォントが利用されることは極めて稀であった。その理由は、かつて Microsoft Word⁽⁴⁾ 等の文書処理ソフトウェアは、アジア諸言語に対する機能的制約から⁽⁵⁾、使用者は Arial Unicode MS が持つ漢字の複数グリフを任意に切り替えて利用することができなかったことに起因する。つまり、Arial Unicode MS には繁体字専用デザインされたグリフがあるにも関わらず、台湾の利用者は Word でそれを利用することはできなかったのである。その上、このような状況下の Word において、もし使用者が繁体字中国語に対して Arial Unicode MS のフォントを指定すると、表示される漢字のグリフは、図1左のとおり日本語の漢字を基本⁽⁶⁾とするグリフとなるため、やはりこのことから台湾で使われることは非常に限定的であった⁽⁷⁾。そのため、該当フォントが繁体字フォントの一種として考察の対象となることもまた同様に稀であった。

このような状況であったが、2016年頃状況に変化が生じる。それは、Word バージョン 2016⁽⁹⁾ の登場により OpenType⁽¹⁰⁾ 関連の機能がアジア

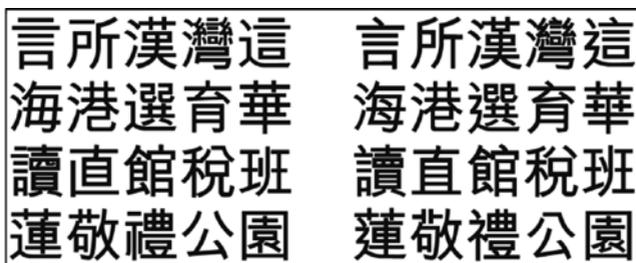


図1 Arial Unicode MS⁽⁸⁾ デフォルトの日本語グリフ (左) と繁体字グリフ (右)

諸言語でも利用可能となり、それに伴い Arial Unicode MS の繁体字グリフを Word 上で扱うことが可能となった。使用者は、図1の右のグリフで、繁体字の表示と印字ができるようになり、かつてのように日本語のためにデザインされたグリフ (図1の左) を避けることが可能となる。これはつまり、標準搭載のフォントの中に、繁体字を正しく印字できる選択肢が、一つ増えた状況と言える。これを受け今後、台湾を含む繁体字中国語圏において、Word 2016以降の普及が伴うと、1998年から既存の Arial Unicode MS が、約20年の時を経て、繁体字ゴシック体の一種として再活用される可能性が一定程度あると予想できる。そこで、教師手冊を根拠に、標準字体の条件とされる40通則が、Arial Unicode MS の繁体字グリフにどの程度対応するのか検討することで、次節以降、これまで繁体字フォントとして考察対象にあがることのなかった Arial Unicode MS を繁体字フォントの一種として見ていくこととする。これにより、2006年以降より標準字体に準ずるフォントがデフォルトとなっている台湾の一般コンピュータユースの現状 (渡邊2018) という大枠の中における、Arial Unicode MS の繁体字フォントとしての存在を位置づけることが可能となる。

3. 台湾の標準字体とその明朝体（宋体）フォント

国字標準字体教師ハンドブックは、1994年に教育部が発行した台湾の国語教師向けの資料であり、その序文において、これは教師向けに標準字体の原則を整理、またその立案の背景的経緯を示す参考資料であることが記されている。俗字や異体字⁽¹¹⁾を整理することにより、硬筆の規範となる字形を定めたこの標準字体は、1983年「常用国字標準字体表」として公布された後、小中学校の教科書の印刷書体として活用され、教育分野の用字ルールを共通化させた（黄 2003：39）。こうして教育分野では用字の問題を解決へ導いたこの標準字体の公布であったが、その一方で、コンピュータの一般ユースにおける文書処理では、そこに使われる字形、つまりフォントが標準字体となり普及を見せたのは遅れた2006年以降のことであった（渡邊 2018：88）。もっとも、硬筆と異なり、キーボードをタイピングすることにより文字を打ち出す文書処理では、そこに表示（もしくは印字）される漢字が、標準字体か否かなど、さほど大きな問題とされないかもしれない。現に日本語の文書処理で多用される各種明朝体のほとんどが、楷書体を基本とする硬筆の習慣に則さない漢字の字形である。日本では現状、硬筆で正しいとされる字形と印刷書体を同様にする必要がある場合においては、ユーザーが教科書体等のフォントに別途変更することで対処する。他方、台湾では2006年以降、Microsoft Windowsを利用した文書処理においては、事実上標準字体に則したフォント⁽¹²⁾のみが利用可能であり、必然的にそれを利用して作成した文書はすべての文字が標準字体となるため、この点に関しては日本と台湾で状況が異なっていることがかつて拙稿（渡邊 2018）が指摘した。

それ以前となる2006年までの台湾では、標準字体に則さない字形のフォント⁽¹³⁾がデフォルトであったため、硬筆で正しいとされる字形と印

刷書体を同様にしたい場合は、標準字楷書体である「標楷體 (DFKai-SB⁽¹⁴⁾)」を指定して文書を作成する必要がある、これは現状の教科書体で対処する日本と類似していた。台湾では明朝体 (宋体) にいたっても、教育部が1995年に標準字体フォント「教育部標準宋體 (MOESongUN)」を公開しており⁽¹⁵⁾、標準字体の明朝体で印刷することも可能であった。ところが、標準字体の基準に対応させたこの明朝体は、楷書体の硬筆の風格を、従来の明朝体にそのまま当てはめる方法でデザインされたことから (図2)、明朝体として字の美しさの面で問題があることが指摘されている (柯ら 2014 : 155-156)。

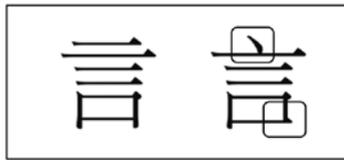


図2 「言」の従来明朝体と標準字体明朝体
(柯ら 2014 : 156 より引用。図は筆者が再作成⁽¹⁶⁾。)

具体的には、硬筆を基準とした楷書体の習わしを明朝体にも強引に当てはめた結果、完全に従来の明朝体の外観と言い切れない字形が誕生したこととなり、教育分野に特化しすぎた明朝体であった。いわば、明朝体のかたちをした楷書体なのである。そもそも常用国字標準字体表の検討段階⁽¹⁷⁾においても、陸 (1979) や蘇 (1980) 等により、標準字体はいくつかの字において一般的な硬筆の習慣ともまた若干異なる点が指摘⁽¹⁸⁾されていた。それが年月を経て、楷書体 (標楷體 DFKai-SB および教育部標準楷書 TW-MOE-Std-Kai⁽¹⁹⁾) および明朝体 (教育部標準宋體 MOESongUN) としてフォント化された経緯の後、2006年以降の台湾のWindowsでは、搭載される繁体字フォントのすべてが基本的に標準字体に準ずるものとなった。このことから、教育部が主導の標準字体をめぐる一連のフォント化と

普及は、一定程度の影響力を持っていると考えられるその一方で、批評についてはデザイン面からに過ぎないことからすると、台湾社会において一定程度の肯定が得られているものと考えられる。

4. Arial Unicode MS の詳細および台湾のゴシック体

Arial Unicode MS は、Monotype Imaging Inc. 社（中国語名：蒙納公司）製のコンピュータ用フォント⁽²⁰⁾で、多くの Microsoft Office に付属⁽²¹⁾する多言語対応 Unicode フォントである。Unicode とは、コンピュータ用の文字コードの一種であり、世界中のあらゆる文字の表現を目指す規格とされ⁽²²⁾、その中で漢字は「CJK 統合漢字 (CJK Unified Ideographs)⁽²³⁾」として、日本語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語の同字を1つの字として取り扱う仕様である。例えば、日本の一般的な文書処理において多用されるフォント「MS 明朝 (MS Mincho)」は、Unicode 対応であるが、Unicode で定めるすべての漢字を収録しているわけではなく、その中でも日本語の出力に必要とされる漢字を優先して収録しているため、基本的には中国語の表示には適さない。しかし、中国語であっても、仮に日本語と同字の漢字のみで構成された中国語の文においては、Unicode の CJK 統合漢字として文字コードが合致することにより、中国語を MS 明朝のみで表示することができる⁽²⁴⁾。

同様に、台湾の文書処理において多用される「新細明體 (PMingLiU)」や「標楷體 (DFKai-SB)」は、漢字に関しては繁体字と CJK 統合漢字以外に、簡体字やひらがな・カタカナも収録しているため、実用性⁽²⁵⁾を問わずとすれば多くの場合において日本語を表示することは可能である。

ただし、これらの例は、あくまでも日本語と中国語という多言語間で CJK 統合漢字を半強制的に表示させることに過ぎず、漢字の字形（グリフ）は、おのおの当該の言語で一般的とされるものに従うこととなる。つ

まり「山」や「川」は日中両言語において字形が同一だが、「漢」の日本語は右部を三画の草冠とするのに対して、繁体字は「廿」とするため、異なる言語のフォントを指定することで、漢字の外見に差異が生じることが起こり得る。

さて今回本稿で取り上げる Arial Unicode MS は、ヨハネス他（2014：28）によると5万以上の文字を備え、いわば世界のすべての文字がひとつのフォントデータに収まったかの如く、大量の文字を収録したことで有名なフォントとされる。漢字部分の収録については、OpenType フォントの機能のうち、グリフ情報を単数ではなく、複数持ち合わせている。複数とは要するに、Unicode では同一文字として扱われる漢字について、字形が異なる場合に、①日本語・②簡体字中国語・③繁体字中国語・④韓国語の最大4種の字形、即ちグリフを、適宜選択して出力することを可能にしている。

例えば、図3は「館」の字に対して4種のグリフで表示したものを並べたものである。図中の左より日本語、簡体字中国語、繁体字中国語、韓国語のグリフである。2番目のグリフは厳密に言えば簡体字ではなく、中華人民共和国が正しいとする繁体字の規範により近いとされるグリフであるが、ここでは同形同字のグリフを比較したいことから、簡体字「飯」の表示にはしていない。それぞれ食偏の字形に細かな違いが見受けられるほか、隣の「官」の一画目も異なる。



図3 「館」の4種の異なるグリフ

また、漢字のグリフは最大4種であるので、例えば漢数字「五」のよう

に、4種のグリフがともに同一となる場合には、該当文字に対してグリフは1種のみとなり、同様に「花」は3種のみ（ここでは簡体字中国語と韓国語のグリフは共通である）となっているように、必ずしもすべての漢字にもれなく4種のグリフが存在するといったわけではない（図4）。

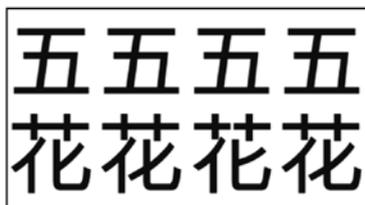


図4 「五」と「花」のグリフ収録数の違い

この4種のグリフを一般ユースにおける文書処理で各々切り替えて利用するためには、Microsoft Wordであればバージョン2016以降が必須となる⁽²⁶⁾。そのため、Word 2016の普及が伴わない状況下においては、Wordを利用してArial Unicode MSの繁体字グリフを表示し印刷することが基本的には不可能であり、さらにはWord 2016以前の旧バージョンにおいて、繁体字に対してフォントをArial Unicode MSに設定した場合、漢字は日本語で標準とされる字形を用いて表示されるため⁽²⁷⁾、多くの字において繁体字中国語の印字に最適とは言い難かった。台湾のWindowsでは現在と違い、過去においては繁体字専用のゴシック体が標準で付属されていた。昨今、台湾で広く普及している図5のゴシック体でなおかつ標準字体である「微軟正黑體（Microsoft JhengHei）」の登場は、2006年のWindows Vistaに付属されてから以降のことであり、それ以後のバージョンであるWindows10の普及に伴い、微軟正黑體も普及したことによる。例えば、日本のようにWordを用いた文書作成の際、表題を「MSゴシック」本文を「MS明朝」としたいような場合において、台湾では2006年までは、適当とされる繁体字ゴシック体がなかったのである。あ

くまでこれは私見となるが、2006年以前の台湾において、WindowsとWordを用いた文章処理では、本文は新細明體（PMingLiU）、表題は同フォントにボールド（太字）処理をかけることが一般的であり⁽²⁸⁾、口語的な表現ではあるが「新細明體加粗（ボールド処理をかける）」と表現していた。よって、やはりこのArial Unicode MSは一貫して台湾の一般文書処理において活躍の場がなかったわけであり、繁体字グリフを有していたのにも関わらず、Microsoft Wordの機能的な制約により一般文書処理で使われてこなかった事実は、特筆すべき点である。表題をゴシック体・本文を明朝体（英文の文書処理においての、サンセリフ体とセリフ体の使い分けに相当）といった使い分けが習慣的にされていなかった台湾であったが、もしWordの機能的制限が過去より存在せず、当初からArial Unicode MSの繁体字グリフが自在に使えていたのであれば、微軟正黑體登場以前には、もしかするとArial Unicode MSが繁体字ゴシック体として、文書処理において表題に使用される役割を担っていた可能性も指摘したい。

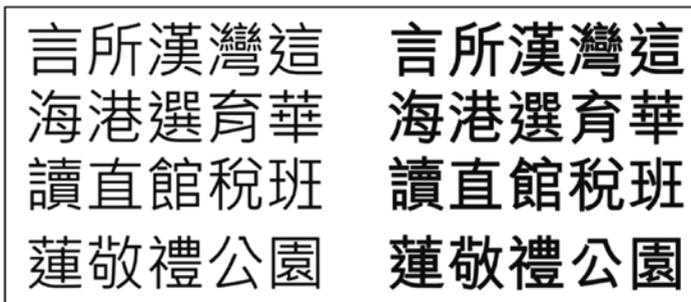


図5 微軟正黑體（Microsoft JhengHei）（左）と
Arial Unicode MSの繁体字グリフ（右）

5. 教師手冊と Arial Unicode MS の繁体字グリフの対応性

教育部の教師手冊には、標準字体の条件とされる通則⁽²⁹⁾が40挙がっている。ここでは、本稿の目的に即しその通則と Arial Unicode MS の繁体字グリフの対応性についての考察結果について述べる。

本稿の方法は、教師手冊の40の通則で挙げられている例字を、実際に Arial Unicode MS の繁体字グリフで表示させ、筆者の目視で対応しているか否かを判断した。なお、教師手冊は教育部終身教育司によりインターネット上に公開されているものを利用することとし、40の通則とは「標準字體的研訂原則與實例（標準字体研究立案の原則と実例）」で挙げられている「研訂通則⁽³⁰⁾」を指す。フォントの対象は上述のとおり Arial Unicode MS、ファイル属性からバージョンは1.01であり、ここではこれを用いて表示を行った。

また、40の通則は原文に依ることとするが、以下本文中においてこの通則を(1)から(40)の通し番号として扱うこと、ならびに日本語で漢字の筆画を叙述する必要性から、筆者が翻訳したもの⁽³¹⁾、およびその下には原文を次のとおり掲載することとする。

- (1) 一字につき原則二つのはらいをしない。例えば返途鑿鑿などの字は上のはらいを止めにする。但し蹇從赳などの字は例外。

凡一字筆畫原則不二捺。如：「返」，「途」，「鑿」，「鑿」等字上捺筆改頓；但如「蹇」，「從」，「赳」等字，則例外。

- (2) 偏の終画が横または縦やはねなら、原則斜めにはねる。

凡左偏旁末作横筆或豎曲鉤筆者，原則斜挑。

- (3) 上偏の終画がはらいで下の字を包む場合ははらい、下の字を包まない場合は長く止める。

凡上偏旁末筆為捺，若可下包下偏旁，則仍為捺筆，否則改捺為長頓點。

- (4) はらいがかまえの中にあるものは，原則はらわず止める。例えば困
困圀などの字である。但し「内」ははらい，例外とする。

凡筆形為捺者若為内偏旁，原則上捺筆改頓筆，如：「困」，「困」，
「圀」等字；但如「内」字，則保留捺筆，例外。

- (5) 左の偏の終画がたてのものは，左たてはらいとする。例えば判
判拜辣などの字である。但し例外もあり，「刊」の字である。

凡左偏旁末作中豎，原則改為豎撇，如：「判」，「叛」，「羚」，「羯」，
「拜」，「辣」等字；但有例外，如：「刊」字。

- (6) 左の偏に右に向くはらいがあるものは，原則終画を止める。例えば
交の郊，令の領，禾の私，皮の咆，公の頌，齊の劑などの字である。

凡左偏旁右形為捺者，原則改為頓點。如：「交」之與「郊」，「令」
之與「領」，「禾」之與「私」，「皮」之與「咆」，「公」之與「頌」，
「齊」之與「劑」等字。

- (7) 終画が中のたてで下を突き抜くもの，例えば牛や羊，これが上につ
く場合は，たての筆画は突き出さない。例えば告義美羞などの字であ
る。

凡筆形末筆為中豎筆貫下者，如「牛」與「羊」。若作上偏旁時，豎
筆下不出頭。如：「告」與「義」，「美」，「羞」等字。

- (8) 途中画または終画がはねるもので，それが上につく場合は，原則
はねない。例えば，小の少，匕の旨匙，余の途などの字である。但し，
忌起逮沓態などの字は美しさの観点から例外としてはねる。

凡筆形中筆或末筆為鈎筆者，若為上偏旁，原則上改為不鈎。如：
「小」之與「少」，「匕」之與「旨」，「匙」，「余」之與「途」等字。
但有例外，如：「忌」，「起」，「逮」，「沓」，「態」等字，為求美觀，
保留鈎筆。

- (9) 𠂇 (jiān)⁽³²⁾ は単独の時は干の二つの並列とし、偏や旁になる場合、二つの横は連結させ左右は離さなく、左下のたてははらい、四画とする。例えば併併刑形妍研などの字である。間

凡筆形「𠂇」(ㄩ一ㄅ) 獨用時作二「干」並列，若為偏旁時，二橫相聯，左右不分，左下豎筆改豎撇，共四畫；如：「并」，「併」，「刑」，「形」，「妍」，「研」等字。

- (10) 舌 (shé) と舌 (guā) は書き方が同じでなく、前者の上は干、後者の上は一画目をはらう。甜舔と括刮活話は偏や旁は異なる。

凡筆形「舌」(尸ㄉノ)、「舌」(ㄍㄨㄚˊ) 寫法不同，前者上作「干」，後者起筆作撇。「甜」，「舔」與「括」，「刮」，「活」，「話」偏旁寫法不同。

- (11) 篆書が人、もしくは形が人でそれが上につく場合、すべて左はらい一画、横ではらいを一画とする。例えば兔免色負などの字である。絶と頼は刀とし、これと区別する。

凡篆形从「人」，或形似「人」，且為上偏旁部件者，皆作一撇，一橫撇，如：「兔」，「免」，「色」，「負」等字。與「絶」，「頼」等作「刀」有別。

- (12) 去 (tú) は二画目を右にはね、三画として一画目を点としない。充育流の右はすべて同様。

凡筆形「去」(去ㄨノ) ，次筆作撇挑，共三畫，起筆不作點。「充」，「育」及「流」的右旁皆同。

- (13) 壬 (rén) と壬 (tǐng) は書き方が同じでなく、前者は一画目を横とし、土とする。例えば任妊甞などの字である。後者は一画目を左へはね、下は土とする。例えば廷庭挺甦などの字の偏や旁はそうである。

凡筆形「壬」(ㄇノ) ，「壬」(去一ㄥノ) 寫法不同：前者作三橫，中橫最長，如：「任」，「妊」，「甞」等字；後者起筆作撇，下作

「土」，如：「廷」，「庭」，「挺」，「蜓」等字偏旁同此。

- (14) 谷は、山谷の谷(gǔ)と口上阿の谷(jué)の二つの意がある。篆書は二つを区別するが、その後隸書と楷書では多く混在が見られ、また谷は単独で用いられるのは稀であるため、一律して谷の形をとるものとし、上の二画は相接せず、次の二画は相接する。例えば俗容浴裕卻などの字である。

凡筆形為「谷」者，代表「山谷」的「谷」(ㄍㄨ)與「口上阿」的「谷」(ㄐㄨㄝ)二義。此二義篆形本見區別，但後來隸，楷寫法多所相混，且「口上阿」的「谷」罕用，故一律取「谷」形，上兩筆不接，次兩筆相接。如：「俗」，「容」，「浴」，「裕」，「卻」，「卻」等字。

- (15) 終画から二画が左はらいと右はらい、あるいは左はらいと、点が相接するもの、例えば衣辰派良長畏袁展襄食還などの字は、左はらいはその右はらいまたは点を突き抜けない。

凡筆形末二筆為撇，捺或撇，點相接者，如：「衣」，「辰」，「派」，「良」，「長」，「畏」，「袁」，「展」，「襄」，「食」，「還」等字，撇概不穿捺或點。

- (16) 篆書が土からの変形でなく、それが上につく場合は土として、土と区別する。例えば吉志寺喜敖聲鼓壺などの字である。

凡筆形非從篆文「土」變來，且作字構的上部件者，多作「士」，以與「土」別。如：「吉」，「志」，「寺」，「喜」，「敖」，「聲」，「鼓」，「壺」等字。

- (17) 篆書が人(jī)のもの、例えば今合令會命食などの字は、人の下は横として、点にしない。

凡從篆文「人」(ㄐㄨㄣ)者，如：「今」，「合」，「令」，「會」，「命」，「食」等字，「人」下作一短橫，不作點。

- (18) 篆書が囗(chuāng)のものは、口の中を左はらい二画、長い止め

一画として、夕としない。また匆ともしない。例えば窗聰聰蕙などの字である。「煙囪」の囪も同じ書き方とする。但し、「匆忙」の匆は例外として、煙囪の字と区別する。

凡从篆文「囪」（彳メ尢）者，「口」中作兩撇，一長頓點，不作「夕」，亦不變形作「匆」。如：「窗」，「聰」，「聰」，「蕙」等字。「煙囪」之「囪」寫法亦同。但「匆忙」之「匆」例外，以與「煙囪」字別。

- (19) 篆書が又の変形であるものは、横の右は突き出す。例えば尹君帚彗兼事などの字である。

凡从篆文「又」的變形，如：「尹」，「君」，「帚」，「彗」，「兼」，「事」等字，中長横右皆須出頭。

- (20) 篆書が皂（xiāng）で左の偏となったものは、終画を点とする。例えば即既飯などの字で、偏の終画は点とする。

凡从篆文「皂」（丁一尢）變來作為左偏旁者，如：「即」，「既」，「飯」等字，末皆省作一點。

- (21) 篆書が冒（mào）のものは、冒の形を保持し、日としない。例えば冒冕冑塌榻などの字である。但し、昴は俗字を標準として、例外に上を冒とする。

凡从篆文「冒」（冂么丿）變來者，保留「冒」形，不作「曰」。如：「冒」，「冕」，「冑」，「塌」，「榻」等字。但「昴」字因取俗形為標準，故上作「曰」，例外。

- (22) 匕はbǐとhuàの二字を示し、上は横として、左はらいにはしない。例えば比化匙などの字もすべて同じとする。但し、它是全体が象形のためはねを残すものとする。

凡「匕」形代表フー∨，厂メ丫、二字，上作一短横，不作一撇，「比」，「化」，「匙」，「老」，「此」等皆同。但「它」字因整體象形，保留撇筆。

- (23) 匚 (fāng) 部と匚 (xì) 部の書き方は分ける。前者は左下を角張らせ、後者の左下は丸く作る。篆文において前者は物をしまう道具であり、この部となる字の意は多くがこれと通ずる。例えば匣匡匠匪匣匡匱などの字である。後者は篆文において物を隠す様子であり、この部となる字も多くがこれと通ずる。例えば匱匱匱などの字であり、この結構の字は類推のこと。例えば亡甚などの字も丸く作る。

凡「匚」(匚尢)部與「匚」(匚一、)部字寫法二分，前者左下折筆為方筆，後者左下折筆為圓筆。篆文前者象裝東西的器具，歸此部之字，義多與此有關，如：「匣」，「匡」，「匠」，「匪」，「匱」，「匡」，「匱」等字；後者篆文象有所隱藏的樣子，歸此部之字亦多與此義有關，如：「匱」，「匱」，「匱」，「匱」等字，同此結構者類推，如：「亡」，「甚」，「曷」等字亦為圓筆。

- (24) 大と矢は単独で用いる場合は終画をはらうが、下や左につく場合は止める。例えば央矣知などの字である。但し尖や夾などの字は、はらう。

凡「大」，「矢」等形，獨用時末筆作捺，若作下，左偏旁時，改捺為頓點，如：「央」，「矣」，「知」等字。但「尖」，「夾」等字仍作捺筆。

- (25) 示や衣が偏となる場合、それぞれ原形に従い、一般に五画と六画として数える。例えば社は八画、初は八画である。

凡「示」，「衣」當偏旁時，仍與原形一般算五畫及六畫。如：「社」字算八畫，「初」字算八畫。

- (26) 木示朱末未來などの字は、真中のたては、はねない。例えば棠奈株妹萊などの字である。

凡「木」，「示」，「朱」，「末」，「未」，「來」等字中豎皆不鉤。如：「棠」，「奈」，「株」，「妹」，「萊」等字。

- (27) 艸部がかんむりとなる場合、十とし卅や卅としない。例えば花草などの字である。

凡「艸部」字上偏旁都作「十十」，不作「卅」，「卅」，如：「花」，「草」等字。

- (28) 卅 (guāi) が頭にある場合，左右二つの横は突き抜けなく，十とし
しない。

凡「卅」(ㄍㄨㄞ ㄎㄨㄞ) 字頭，左右兩横不穿豎，與「十十」不同。

- (29) 月や月の左のたては，左はらいをして，たてで止めない。例えば有
青肖肴などの字である。

凡「月」，「月」等形的左筆作豎撇，不作直豎。如：「有」，「青」，
「肖」，「肴」等字。

- (30) 父や交の形は，美観から下の左はらいと右はらいは，上の二つの点
と接触しない。例えば斧郊姣などの字である。

凡「父」，「交」等形，為求美観，下撇，捺不與上兩點相接。如：
「斧」，「郊」，「姣」等字。

- (31) 用は左下をたてで左はねをする。庸の形も同じ。甫は左下をたてで
止め，用と区別する。例えば用佣庸傭埔などの字と甫輔脯などの字で
ある。

凡「用」形的左下筆作豎撇，「庸」形同之；「甫」形的左下筆作豎
筆，與「用」不同。如：「用」，「佣」，「庸」，「傭」，「埔」等字與
「甫」，「輔」，「脯」等字。

- (32) 半羊弟卷券兼遂はすべて点，左はらいとする。上を八としない。例
えば伴佯涕倦勝滕謙邃などの字である。

凡「半」，「羊」，「弟」，「卷」，「券」，「兼」，「遂」，上皆作點，撇，
不作「八」。如：「伴」，「佯」，「涕」，「倦」，「勝」，「滕」，「謙」，
「邃」等字。

- (33) 辵の偏旁の変形は楷書体と宋書体ともに辵として，四画とする。例
えば送這追逃などの字である。

凡「辵」的偏旁變形無論楷，宋體皆作「辵」，共四畫。如：「送」，

「這」,「追」,「逃」等字。

- (34) 骨や冎 (guō) の上半部の中は、一画の短い横、一画の短いたてとし、横は右につく。例えば滑猾渦窩過などの字である。

凡「骨」,「冎」(ㄍㄨㄛ)等形之上半,内作一短横,一短豎,且横,豎起筆相接,横筆接右邊筆。如:「滑」,「猾」,「渦」,「窩」,「過」等字。

- (35) 辛と幸の下半部分の二つの横は、例えば辛莘鋅の字のように、辛は上の横が長い。また例えば幸倖悻の字のように、幸は下の横が長い

凡「辛」與「幸」下半二横筆:「辛」字上横筆較長,如:「辛」,「莘」,「鋅」等字;「幸」字下横筆較長,如:「幸」,「倖」,「悻」等字。

- (36) 囲まれた中にある横は、すべて軽く左右に接触させる。例えば日日月百白倉良月貝田由里などの字である。

凡框中的横筆皆輕觸左右邊筆,如:「日」,「日」,「目」,「百」,「白」,「倉」,「良」,「月」,「貝」,「田」,「由」,「里」等字。

- (37) 派⁽³³⁾ (pài) や瓜の旁は、下の中の筆画は、すべてたてではね一画とする。例えば派脈狐弧などの字である。

凡「派」(ㄉㄞˋ),「瓜」等形,下中筆皆作豎挑一筆。如:「派」,「脈」,「狐」,「弧」等字。

- (38) 瓜や爪は、中のたては上部に接触しない。例えば瓜狐瓣爪抓などの字である。

凡「瓜」,「爪」的中豎筆不接上撇筆。如:「瓜」,「狐」,「瓣」,「爪」,「抓」等字。

- (39) 攵 (zhǐ) と攵 (suī) は、二者の書き方は異なる。前者は終画が突き抜けず、例えば峰降降絳などの字であり、後者は突き抜ける。例えば凌復致夏憂駿變などの字である。

凡从「攵」(ㄨㄣˋ),「攵」(ㄙㄨㄟ)二形之字寫法有別。前者末捺

不出頭，如：「峰」，「蜂」，「降」，「絳」等字；後者末捺出頭，如：「凌」，「復」，「致」，「夏」，「憂」，「駿」，「夔」等字。

(40) 共具其などの最後二画は，すべて横に接触しない。但し，貝は左のはらいを上に軽く接触させる。

凡「共」，「具」，「其」等末兩筆皆不接觸上横筆，但「貝」則左下撇筆輕觸上横。

(原文は教師手冊より引用，筆者訳)

5.1. 教師手冊の通則と対応性がないもの

40の通則のうち，Arial Unicode MSの繁体字グリフと通則との対応が見られず，例字が非標準字体の字形であったのは計12の通則においてであり，通し番号では(8)，(12)，(16)，(18)，(22)，(24)，(26)，(29)，(31)，(38)，(39)，(40)にあたる。

まず，その同じ通則の中でも，対応している文字と，対応していない文字が混在していた点を指摘する。それは，一つの通則で挙げられる文字のうち，いずれか一字が対応していなかったからといって，同通則に当てはまるべき別の文字のすべてが対応していないとは限らない点である。つまり，(16)に従うとArial Unicode MSの繁体字グリフの〔吉〕〔志〕は，標準字体に準ずるが，その一方で〔寺〕のみ三画目の長さについて通則に準じてはいない。同じく，(24)の〔知〕は標準字体に準ずるが，〔央〕〔矣〕は大・矢が本来の字形のままとなっており，やはり標準字体ではない。(26)に従うと〔株〕〔妹〕は標準字体に準ずるが，〔奈〕ははねているため準じていない。(29)の〔肴〕は標準字体であるが，〔有〕〔青〕は左はらいがされてなく異なる。(38)の場合は，〔抓〕のみ上部が接触していないため標準字体であるが，〔瓜〕〔狐〕〔瓣〕〔爪〕においては，上部が接触をしているため標準字体に準じない。

したがって，教師手冊の例字に対してArial Unicode MSの繁体字グリ

フは、(16), (24), (26), (29), (38)の5つの通則に対して、一貫した対応が見られないということになる。図6は上記結果の根拠となる Arial Unicode MS の繁体字グリフのサンプル表示である。図中、左は標準字体、右は非標準字体となった字である。該当通則に準じていないとされる箇所については、別途しるしを施した。

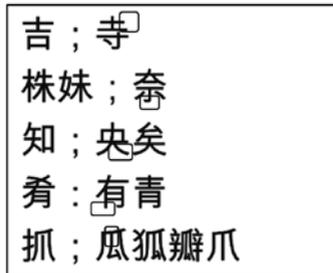


図6 通則(16), (24), (26), (29), (38)に対する
Arial Unicode MS 繁体字グリフ

次に、通則の例字のうち、すべてが一貫して標準字体に準じなかったものについて見ていく。ただし、通則の解説では、似通う部首の区別について二者を一通則内で説いているものがあるため、その場合に本稿では、同一部首を一つの単位として扱い、その中での一貫性について言及した。

ここでの該当は (8), (12), (18), (22), (31), (39), (40)の計7通則である。具体的には、Arial Unicode MS の繁体字グリフにおいて、(8)は [少] の小の部分にはねており、また同様に [旨] [匙] のヒや、[途] の余も終画がはねた字形となっている。(12)は、例字のすべてが一画目を点としており、画数が四画となる。(18)は、[窗] [聰] [聰] [蔥] とともに夕であり、標準字体の囪ではない。(22)は、[比] [化] [匙] [老] [此] とともに左はらいであり、横としていない。(31)は、庸のかたちにおいて、左はらいがされておらず、甫と同様に縦としている。(39)は、夂において一貫して突き出しがされてい

ない。(40)は「貝」の字に必要とされる左下部の接触がなされていない。

上記文字を含む表示サンプルは、図7のとおりである。なお、図7では、図6で取り上げた非標準字体、すなわち(16)、(24)、(26)、(29)、(38)の各通則における非標準字体も表示した。その際に標準字体との比較がより明確となるよう、Arial Unicode MSの繁体字グリフを左に、標準字体のゴシック体である微軟正黒體（Microsoft JhengHei）を右に表示した。

(8)少旨匙途	(8)少旨匙途
(12)充育流	(12)充育流
(16)寺	(16)寺
(18)窗聰聰蔥	(18)窗聰聰蔥
(22)比化匙老此	(22)比化匙老此
(24)央矣	(24)央矣
(26)奈	(26)奈
(29)有青肖	(29)有青肖
(31)庸傭墉	(31)庸傭墉
(38)瓜狐瓣爪	(38)瓜狐瓣爪
(39)凌復致夏憂駿夔	(39)凌復致夏憂駿夔
(40)貝	(40)貝

図7 Arial Unicode MS繁体字グリフ中における非標準字体の例（左）

5.2. 教師手冊の通則と対応があるもの

40の通則のうち、Arial Unicode MSの繁体字グリフと通則との対応が見られ、標準字体と字形が同じであると確認できたものは、計21通則であった。これは4章1節で述べたものを除く、すべての通則においてで

あった。つまり、4章1節では計19通則が非標準字体の字形であったので、その残りの計21通則が、Arial Unicode MSの繁体字グリフに対応が見られるものである。

しかしながら、通則を一単位として見ていくと「対応があるもの」としての数は、21となるが、上節で述べたように、通則の例字の中にはArial Unicode MSの繁体字グリフで「対応するもの」と「対応しないもの」が混在する通則がある⁽³⁴⁾。要するにこれは、通則を基準としてArial Unicode MSの繁体字グリフを見て、その例字が標準字体だったとしても、一概に規則を同じとする同系の他の文字のすべてが標準字体であるとは限らないことを意味する。だが一方で、Arial Unicode MSの繁体字グリフは多くの場合において、同一部首や旁は同一デザインのグリフを基本として形成されている。具体例では、ㄇの匕は一貫して同じ字形であり非標準字体である。反対に、ㄇの艸部はこれも一貫して同じ字形であり、艸部のみにおいては⁽³⁵⁾すべてが標準字体となる。同一部首内において特定の一文字のみについて、Arial Unicode MSの繁体字グリフが唐突に〔匕〕を横として標準字になることはないのである。同様に、特定の一文字のみについて、それだけが艸部を三画にしていることはないのである。したがって本稿は、教師手冊の通則と対応があるものについては、一概に例字のArial Unicode MS繁体字グリフが偶然通則に当てはまったものであるとは言い切れないと考える。

6. まとめ

本稿は、教育部の教師手冊で解説される標準字体の原則と、コンピュータ用フォントArial Unicode MSの繁体字グリフ、この二者の対応性について論じた。

まず、フォントArial Unicode MSが台湾の一般文書処理において利用

されていないことを出発点とし、それが標準で漢字は日本語グリフで表示されること、ならびに Word のバージョンによる機能的制限が大きな一因であるとした。ただ一方、Word のバージョンアップにより今後はその機能的制限がなくなることから、これまで繁体字フォントとして認識されることが薄かった Arial Unicode MS に対し、これを一繁体字フォントとして考察する必要性があることについて述べた。

次に、台湾における標準字体の概略とそのフォント化の流れを整理した。その中で、明朝体（宋体）が標準字体となり普及を見せるといった台湾の一般文書処理の現状を受け、それが教育分野に特化したフォントであること、明朝体としての字の美しさについて指摘がある等、現状を概観した。

そして、Arial Unicode MS の詳細、および Arial Unicode MS がゴシック体であることから、台湾のゴシック体と一般文書処理をめぐる現状を考察した。現在、台湾においてゴシック体では標準字体の微軟正黒體が普及しているが、該当フォント普及以前は、台湾の Windows は繁体字ゴシック体が標準搭載されていなかったことに触れ、それが原因で一般文書処理ではゴシック体の代わりに、明朝体をボールド処理することで代用していた事例を挙げ、これを本稿の主題である Arial Unicode MS が台湾で普及をしていない事例のひとつとした。

その後、本稿の具体的な研究方法を述べ、教師手冊と Arial Unicode MS の繁体字グリフの対応性について、教師手冊の通則と「対応がないもの」と「対応があるもの」に分け考察を行った。その結果、同じ通則の中でも、対応している文字と、対応していない文字が混在していた点、ならびに、通則を基準として Arial Unicode MS の繁体字グリフを見た場合において、通則で挙げられている例字が仮に標準字体だったとしても、規則を同じとする同系の他の文字（あるいは偏や旁）のすべてが一概には同じく標準字体であると限らないことを指摘した。

これら一連の考察により、本稿が出す結論は次の二つである。一つは、教育部の教師手冊で解説される標準字体の通則と、コンピュータ用フォント Arial Unicode MS の繁体字グリフ、この二者の対応性は、原則ないという結果である。40 通則のうち、19 通則のうちいくつかの文字は、標準字体に従っていない字形であった。ただし、この 19 通則の例字が必ずしもすべてが標準字体でないかと言えば、そうではないことも明らかとなった。その一方で、その他 21 通則については、おおむね標準字体と同じ字形であることも、明らかとなった。

もう一つは、現状において、台湾の Windows や Office では標準インストールされる繁体字フォントのすべてが標準字体となっている中、Arial Unicode MS の繁体字グリフは、唯一の非標準字体の繁体字フォントであることであり、これは 2006 年以降より標準字体に準ずるフォントがデフォルトとなっている台湾の一般コンピュータユースの現状からすると、やはり特殊な位置づけである。更には 19 の通則に従っていない Arial Unicode MS の繁体字グリフの文字とは、標準字体からすると異字体なのであり、フォントの標準字体化の流れを強く見せる近年の台湾において、Arial Unicode MS は特に登場時の 1998 年から 2006 年あたりまでの、標準字体化前における台湾のフォントの様相を見る場合に、参照価値があるということにつながる。標準字体に完全に準じた字形でなくても、台湾で広く使われる字形（異字体）も当然あるのであり、そういった文字をコンピュータで表示および印字をしたいような場合に、Arial Unicode MS の利用価値が尚もあるのではないだろうか。

しかしながら、本稿は Arial Unicode MS の文字のうち、教師手冊が提示する例字に対してのみ、Arial Unicode MS 繁体字グリフを用い表示して考察を行ったことに過ぎず、結果のとおり、偏や傍の字形は一貫しているものと予測はしたが、やはり該当フォントすべての漢字の繁体字グリフを分析する必要があることは言うまでもない。この点は、今後の課題としたい。

《註》

- (1) 以下、教育部とする。
- (2) 以下、教師手冊とする。中華民国教育部終身教育司によりインターネット上に公開されており、本稿はこのインターネット版を参照した。https://language.moe.gov.tw/001/Upload/files/SITE_CONTENT/M0001/STD/F4.HTML（参照 2018.09.30）
- (3) ここでの一般文書処理とは、Microsoft Windows 上で Microsoft Word を使用して文書処理を行うことを特に想定した。
- (4) 以下、Word とする。
- (5) アルファベット等のいわゆるヨーロッパ言語の各種では、複数グリフに対応するフォントの字形の切り替えは可能であった。
- (6) 日本語では新字体「礼」に対する旧字体「禮」であるため、Arial Unicode MS でも示偏の表示となっている。
- (7) Word において、仮に「フォント A」を指定した際に、別のコンピュータ上に Word ファイルを移して、そのコンピュータに「フォント A」が存在しない場合、自動的に Arial Unicode MS にフォント指定が置き換えられる現象がある。そのため、意図しない場面においては、Arial Unicode MS による印字が行われる場合がある。これは、台湾に限らず日本の Word でも、同様である。
- (8) 画像中の文字は、筆者により Arial Unicode MS フォントのバージョン 1.01 を使い作成した。他の画像中の Arial Unicode MS による文字も、すべて同じバージョンを使用した。画像中の文字の選択は、特に視覚的に違いがわかりやすい文字を、筆者が独自に選択した。
- (9) 以下、Word2016 とする。
- (10) 米アドビシステムズと米マイクロソフトが 1996 年に発表したアウトラインフォントのことで、対応するアプリケーションならば、文字単位で漢字の字体の切り替えが可能となる。（日経 BP 社 2010：31）
- (11) いくつかの字に対しては、取簡刪繁（画数が少ない文字を取る）といった方法により、これまで使われていた「纒」「眞」「喫」を異体字とし、それぞれ「才」「真」「吃」を標準字体とする等の整理（陸 1979）。
- (12) ここではバージョン 7.02 の「新細明體（PMingLiU）」・「標楷體（DFKai-SB）」・「微軟正黑體（Microsoft JhengHei）」三種を指す。
- (13) バージョン 3.21 の新細明體（PMingLiU）を指す。
- (14) フォント名中、カッコ内のアルファベット表記は、台湾版以外の Windows で表示されるフォント名である。本文中他のフォントも同様とす

- る。
- (15) http://language.moe.gov.tw/001/Upload/files/SITE_CONTENT/M0001/MU/F5.HTML よりダウンロードが可能である。(2018.10.19 参照)
 - (16) 従来明朝体にはバージョン 3.21 の新細明體 (PMingLiU), 標準字体明朝体にはバージョン 7.02 の新細明體 (PMingLiU) を用いて画像の作成を行った。
 - (17) ここでは正式公布前である 1975 年「常用国字標準字体表」と 1980 年「常用国字標準字体表 (訂正本)」を指す。
 - (18) 例えば「丟」は、一般的に硬筆で一画目は右から下へカナの「ノ」のように書くが、標準字体では漢字「一」部としている (蘇 1980: 11)。あるいは、「所」の一画目と二画目の処理の違い等 (陸 1979: 31)。また部首の分別も従来とは異なるものが見られた (曾 1988: 13)。
 - (19) https://depart.moe.edu.tw/ed2400/News_Content.aspx?n=8940E5C0456177C3&sms=893AAA1CBFE149DE&s=DFBE7BE3EE0DB6AE よりダウンロードが可能である。(参照 2018/10/19)
 - (20) Agfa Monotype Corporation 社 <https://catalog.monotype.com/font/monotype/arial-unicode/ms-regular>, および, Microsoft 社 <https://docs.microsoft.com/ja-jp/Typography/font-list/arial-unicode-ms> より。(参照 2018.10.18) あるいは, フォントファイル ARIALUNI.TTF の属性より確認することも可能である。
 - (21) 本稿では, Microsoft Office 2000 および 2003 にて付属を確認した。
 - (22) “ユニコード【unicode】”, デジタル大辞泉, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, (参照 2018.10.19)
 - (23) ユニコードに収録されている, 漢字の集合および文字コード領域のこと。”シージェーケー—とうごうかんじ【CJK 統合漢字】”, デジタル大辞泉, JapanKnowledge, <https://japanknowledge.com>, (参照 2018.10.19)
 - (24) 例えば「我是日本人」は表示可能であるが, 「查詢」の「査」は MS 明朝に未収録のため, 該当フォントで表示することはできず, OS (オペレーティングシステム) 等により自動的に代替フォントによって置き換えられ, 表示するといった処理がなされる。
 - (25) 読点や句読点が, 中心に打たれる等, 漢字部分以外にも日本語の習慣にそぐわない。
 - (26) 実際の言語で入力を行い (つまり繁体字の字形なら IME 繁体字入力といった具合である) その後 Word 内で「フォント／詳細設定／Opentype の機能／合字／標準合字のみ」を選択することで切り替わる。
 - (27) 上述における図 1 の左側の字形を参照のこと。

- (28) 個人が別途、市販のフォントを購入してインストールして使用する等といった状況は除く。
- (29) 曾（1994：107）はこれを、標準字体の「総原則の説明」としている。
- (30) https://language.moe.gov.tw/001/Upload/files/SITE_CONTENT/M0001/STD/tung.htm（参照 2018.10.03）
- (31) 本稿の印刷書体の制限により、例字と文中の通則が対応しない箇所がある。それについては、教師手冊の原本における印字を参照されたい。
- (32) 原文において注音符號で音が記されたものについては、訳文では筆者により漢語拼音に置き換えた。
- (33) 原文はさんずいを除く右の傍である。ここではフォントの制約により、「派」の字で代用をした。

引用文献

- 柯志杰, 蘇煒翔 (2014) 『字型散步：日常生活的中文字型學』臉譜出版, 台北市
- 黃陶陶 (2003) 「淺談國字標準字體教學的重點」『國教世紀』205 期, pp. 31-40
- 曾榮汾 (1988) 「字典中部首歸屬問題探析—由『常用國字標準字體表』說起—」『孔孟月刊』第 25 卷第 5 期, pp. 13-23
- 曾榮汾 (1994) 「教育部標準字體研訂的概況簡介」『第五屆中國文字學學術研討會論文』, pp. 101-122
- 蘇尚耀 (1980) 「讀常用國字標準字體表的一些感想」『華文世界』18, pp. 8-13
- 日経 BP 社 (2010) 「日経パソコンを読むための用語解説」『日経パソコン』2010/07/12 号, p. 31
- ヨハネス・ベルガーハウゼン, シリ・ボアランガン, 小泉均監修 (2014) 『世界の文字と記号の大図鑑 Unicode 6.0 の全グリフ』研究社, 東京
- 陸橋 (1979) 「〈常用國字標準字體表〉及〈標準行書範本〉二書讀後」『華文世界』17, pp. 30-35
- 渡邊俊彦 (2018) 「台湾の正体字フォントの標準字体化とその普及に関する一考察」『拓殖大学台湾研究』第 2 号, pp. 79-100